

改正

平成24年4月1日

平成26年4月1日要領第3号

平成29年4月1日

岩国市建設工事特別簡易型総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る特別簡易型総合評価競争入札（以下「特別簡易型総合評価方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「特別簡易型総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2又は第167条の13の規定に基づき、価格のほかに、同種工事の経験、工事成績などの技術的な要素を総合的に評価し、岩国市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、次に掲げる建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

(1) 高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事

(2) 前号に掲げるもののほか、特別簡易型総合評価方式により落札者を決定することが適当と認められる工事

2 前項の適用に当たっては、あらかじめ岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会規程（平成18年訓令第50号）第2条の規定により、岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会の審査を経なければならない。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 特別簡易型総合評価方式を実施する場合にあつては、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める内容について、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から意見を聴かななければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとする場合

落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項及び落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要性の有無

(2) 落札者を決定しようとする場合

前号の規定による意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合における当該落札者の決定の適否

(入札参加者への周知)

第5条 第3条の規定に基づき特別簡易型総合評価方式により発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に対し、次の事項を周知するものとする。

(1) 特別簡易型総合評価方式であること。

(2) 当該特別簡易型総合評価方式に係る落札者決定基準等

- (3) 提出を求める総合評価に係る資料の内容及び提出日等必要事項
- (4) 資料作成説明会の有無
- (5) 虚偽資料の提出に対する措置
- (6) 指定期日までに総合評価に係る資料を提出しない者の入札書は無効とすること。
(総合評価に係る資料の提出)

第6条 入札参加希望者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、総合評価に係る資料を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札又は条件付一般競争入札によるもので入札参加資格の審査を入札前に行う場合 入札前の市が別に指定する日
- (2) 一般競争入札又は条件付一般競争入札によるもので入札参加資格の審査を入札後に行う場合 入札書提出時
- (3) 指名競争入札による場合 入札書提出時

2 前項の規定により提出された総合評価に係る資料は返却しないものとし、提出された総合評価に係る資料の訂正又は差替えは、認めないものとする。

(入札)

第7条 入札執行者は、入札後「落札保留」を宣言し、次の事項を告知し、入札を終了するものとする。

- (1) 必要に応じ総合評価審査委員会の意見を聴取し、落札者を決定すること。
- (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。
- (3) 総合評価に係る資料を前条第1項の規定により定められた期日までに提出しない者の入札書は無効とすること。

(落札者決定基準)

第8条 落札者決定基準については、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 前条の評価基準は別表のとおりとし、当該評価基準の技術力等に係る評価項目及び加算点の算定は次のとおりとする。

- (1) 評価項目

評価項目は、企業の技術的能力、配置予定技術者の技術力等とし、工事の目的・内容により必要となる技術的要件に応じて設定するものとする。

- (2) 加算点の算定

各評価項目に対する加算点の得点配分は、必要度又は重要度に応じて定めるものとし、評価項目ごとの得点の合計により、加算点を算定するものとする。

(評価の方法)

第10条 価格及び技術力等に係る総合評価は、標準点(100点)に前条の加算点を加算した点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

技術評価点＝標準点＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

(落札者決定の方法)

第11条 入札担当課は、落札者を決定しようとするときは、次の各号いずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 低入札価格調査において不落札とならないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 前項の場合において、当該入札者のうちでくじを引かない者があるときは、当該くじ引きを辞退したものとみなし、辞退した入札者に代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(総合評価に係る資料の審査)

第12条 総合評価に係る資料の審査は、入札担当課において行うものとする。

2 総合評価に係る資料の審査に当たっては、評価項目への対応、施工の確実性等を評価するとともに、記載事項の確認を行うものとする。

(入札結果の公表)

第13条 入札担当課は、総合評価に係る資料の評価結果、入札価格及び評価値について公表するものとする。

(施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置)

第14条 当該入札に係る工事については、提出資料の内容に沿った施工を行わせるものとし、資料の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、当該資料の内容の不履行の原因が受注者の責めに帰すべき理由による場合には、再度施工を行わせるものとする。ただし、再度施工することが困難であるとき、又は合理的ではないと判断したときは不誠実な行為として取り扱うものとする。

2 前項の場合において、工事成績評定の減点対象とし、評価点の範囲内で評価項目ごとの得点に応じた工事成績評定点を減点するものとし、総合評価に係る資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合においても同様の措置とする。

3 前項の措置の内容については、岩国市建設工事競争入札等参加者選定審査会の議決を経て決定するものとする。

(総合評価に係る資料の作成費用)

第15条 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日要領第3号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

特別簡易型総合評価競争入札における評価項目及び配点

評価項目	細目	評価基準	配点
企業の技術的能力	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績あり	2
		同種工事の施工実績なし	0
	過去2年間の岩国市発注工事における工事成績評定点の平均点	80点以上	2
		75点以上、80点未満	1.5
		70点以上、75点未満	1
		65点以上、70点未満	0.5
	過去2年間の建設事故の有無	65点未満、又は実績なし	0
		事故なし	1
	I S O 9001の取得状況	事故あり	0
		認証取得している	1
	I S O 14001の取得状況	認証取得していない	0
		認証取得している	1
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得していない	0	
	認証取得している	1	
配置技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、技術士、又は同等の資格を有している （若年技術者にあつては、2級土木施工管理技士又は同等の資格を有している）	1
		その他	0
	過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有している	2
		施工経験がない	0
	過去1年間の継続学習（C P D）制度の取組状況	過去1年間に定められた取得単位を得ており継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）	1
取得していない、又は継続教育の証明なし		0	
地域精進度	地理的条件（緊急時の施工体制）	岩国市内に本店あり	2
		岩国市内に支店又は営業所あり	1
		その他	0
地域貢献度	過去1年間の地域活動実績	活動実績がある	1
		活動実績がない	0
	市内産資材の購入又は、市内取扱業者からの購入	市内産資材の購入計画がある、又は指定資材がない	2
市内取扱業者からの購入計画がある		1	

		市内産資材の購入計画及び市内取扱業者からの購入計画がない	0
	市内業者の下請活用	活用がある	2
		活用がない	0
	過去5年間に災害応急活動	活動実績がある	1
		活動実績がない	0
社会的貢献度	(1) 過去1年間の新規雇用	(1)から(7)までの項目のうち3つ以上該当がある	2
	(2) 市内在住の高齢者の雇用		
	(3) 市内在住の障害者の雇用	(1)から(7)までの項目のうち1つ又は2つ該当がある	1
	(4) 市内在住の女性の雇用		
	(5) 市内在住の若年者の雇用	(1)から(7)までの項目に該当がない	0
	(6) 女性技術者の雇用		
	(7) 若年技術者の雇用		
合計点			22